

「後期高齢者医療保険料等に係る基本方針〔素案〕」に関するパブリックコメントの実施について

「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下、「高確法」という。)に基づき、平成20年4月から実施される新たな後期高齢者医療制度において、制度の運営主体となる「三重県後期高齢者医療広域連合」(以下「広域連合」という。)では、高確法で広域連合の条例等で定めることとされている事項について検討してきました。

このたび、保険料(不均一保険料率適用、減免及び収納対策)、保健事業、葬祭費、傷病手当金等に係る広域連合の基本方針〔素案〕【後期高齢者医療保険料等に係る基本方針〔素案〕】がまとまりましたのでお知らせします。

つきましては、最終的な基本方針案を取りまとめるに当たって、この〔素案〕について皆様のご意見を募集しますので、以下の要領でご意見をお寄せください。

- ご意見を募集する案件

「後期高齢者医療保険料等に係る基本方針〔素案〕」

- 「後期高齢者医療保険料等に係る基本方針〔素案〕」の公表場所

広域連合ホームページ(<http://www.75iryo.biz-web.jp/>)へ掲載のほか、広域連合事務局、三重県内各市町の老人医療担当課及び国民健康保険担当課で閲覧・配布しています。

- 公表案

「後期高齢者医療保険料等に係る基本方針〔素案〕」

「後期高齢者医療制度の概要」、「高齢者の医療の確保に関する法律」【参考資料】

- 募集期間

平成19年9月28日(金)～平成19年10月22日(月)

- 意見を提出できる方

広域連合の区域(三重県)内に在住、在勤、在学の方、及び区域内に所在する法人

- 提出方法

1. 直接提出 (広域連合事務局：三重県自治会館内)

* 三重県内各市町の老人医療担当課及び国民健康保険担当課を経由して提出することもできます。

2. 郵送 〒514-0003 津市桜橋二丁目96 三重県自治会館内
三重県後期高齢者医療広域連合事務局あて

平成19年10月22日(月)必着

3. ファクシミリ 059-221-6881

4. 電子メール koukikourei-mie@dune.ocn.ne.jp

案件名、住所、名前を明記の上、日本語にて上記のいずれかの方法でご提出ください。

- 提出されたご意見の取り扱い

提出されたご意見を考慮しながら、最終案を決定します。また、ご意見の概要やご意見に対する広域連合の考え方などは、住所、名前など個人情報を除いて広域連合ホームページなどで公表する予定です。

- 問い合わせ

三重県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 TEL: 059-221-6883・6884

【意見募集のポイント】

- 保険料
 - ・ 不均一保険料の適用（医療費の地域格差及び医療費の確保が著しく困難である地域による特例）
 - ・ 減免の適用（災害、生活困窮を理由とする減免）
 - ・ 収納対策の実施（被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付）
- 保健事業（努力義務）の実施と実施方法
- 葬祭費及び傷病手当金等の支給